

鈴木内科居宅介護支援事業所
居宅介護支援（ケアマネジメント）契約書

所在地 札幌市清田区清田4条2丁目10-25

事業所名 鈴木内科居宅介護支援事業所

管理者 阿蘇 郁子

電話番号 (011) 885-1715 FAX (011) 802-8101

甲（利用者） _____ 様

乙（事業者） 鈴木内科居宅介護支援事業所
札幌市清田区清田4条2丁目10番25号
管理者 阿蘇 郁子

（契約の目的）

第1条 乙は介護保険法の定めるところにより、甲が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことのできるよう、甲に対し、適切な居宅サービス計画を作成し、かつ、供託サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護の認定の有効期間満了までとします。但し、契約期間満了の1ヶ月前までに、利用者又は事業者いずれからも契約終了又は更新の意思表示がない場合は、同一条件で要介護（要支援）認定期間満了の日ごとに契約を更新するものとし、以降も同様とします。

（居宅サービス計画立案及び変更の援助及び管理）

第3条 乙は、介護保険法に定める介護支援専門員を担当者として指定し、居宅サービス計画の作成を支援します。

2 乙は、甲が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに丙に連絡するなど必要な援助を行います。

3 乙は、甲の受ける在宅サービス利用状況について、甲からのサービス利用に関する苦情等相談を受け、必要に応じてサービスを点検し、給付管理表の作成・提出ほか関連機関との連絡調整を行います。

（契約の満了）

第4条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は満了します。

- 一 甲が死亡したとき。
- 二 第5条に基づき、甲から契約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 三 第6条に基づき、乙から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 四 甲が介護保険施設へ入所した場合。
- 五 甲が特定施設入居者生活介護施設、認知症対応型共同生活介護施設に入所された場合
- 六 甲が小規模多機能型居宅介護を利用する場合
- 七 甲の要介護状態区分が、自立、要支援1、要支援2とされた場合。

(甲の解約権)

第5条 甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。
この場合には、随時申し入れのあった月の末日をもって契約を解約されます。

(乙の解除権)

第6条 乙は、甲に対し、甲の非協力など甲及び乙間の信頼関係を損壊する行為をなし、改善の見込みがないため、この契約の目的を達することが不可能となったときは、随時届け出るものとし、申し入れのあった月の末日をもって契約を解除します。

(損害賠償)

第7条 乙は、甲に対するサービスの提供にあたって、事故が発生し、甲又は甲の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに甲に対して損害を賠償します。但し、甲又は甲の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(秘密保持)

第8条 乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り、甲に対するサービスの提供にあたって知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らしません。

2 乙は、乙の従業員が退職後、在職中に知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

3 乙は、甲の個人情報を用いる場合は甲の、甲の家族の個人情報を用いる場合は甲の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、甲又は甲の家族の個人情報を用いません。

(記録の整備、閲覧)

第9条

1 乙は、甲に対する介護支援サービスの提供に際して作成した記録、書類を完了日より5年間保存します。

2 乙は、甲または甲の家族に対し、いつでも保管する甲に関する記録、書類の閲覧、謄写に応じます。但し、謄写の実費を請求することがあります。

(契約外条項)

第10条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他所法令の定めるところを尊重し、甲及び乙の協議により定めます。